

議案第 22 号

県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収に関する条例の一部改正について

県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 4 日提出

基山町長 松 田 一 也

基山町条例第 号

県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例

県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収に関する条例（昭和55年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

事業名	事業区分	分担率
農村地域防災減災事業（農地防災事業等補助金交付要綱（昭和31年 8 月 30 日付け 31農地第4122号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に掲げる事業）	ため池整備事業（ため池総合整備工事（地震・豪雨対策型））のうち、次項に該当しない場合又は防災重点農業用ため池緊急整備事業（ため池総合整備工事（地震・豪雨対策型））のうち、次項に該当しない場合	17分の 7
	ため池整備事業（ため池総合整備工事（地震・豪雨対策型））のうち、要綱別表第 2 及び第 8 関係の事業の欄の（8）の補助率の欄に掲げる中山間地域に該当する場合又は防災重点農業用ため池緊急整備事業（ため池総合整備工事（地震・豪雨対策型））のうち、要綱別表第 2 及び第 8 関係の事業の	8分の 3

	欄の(8)の補助率の欄に掲げる中山間地域に存在するもの及び緊急性が高いものに該当する場合	
--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）に基づき、防災重点農業用ため池に指定された亀の甲ため池の防災減災を図る改修工事の実施に伴い、事業区分に応じた分担率を設定する必要があるため、県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収に関する条例を改正する必要がある。

令和3年7月19日原案可決